

第 35 号

令和 7 年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 475,731,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 電気事業収益	10,772,708 千円
第 1 項 営業収益	7,759,141 千円
第 2 項 財務収益	22,524 千円
第 3 項 事業外収益	2,991,013 千円
第 4 項 特別利益	30 千円
支 出	
第 1 款 電気事業費用	8,137,447 千円
第 1 項 営業費用	4,695,999 千円
第 2 項 財務費用	940 千円
第 3 項 事業外費用	3,435,478 千円

第4項 特別損失 30 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,472,674 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 420,548 千円、減債積立金 20,167 千円、建設改良積立金 177,980 千円、地域文化振興等積立金 3,368,353 千円及び過年度分損益勘定留保資金 3,485,626 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,893,946 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 43,874 千円

第3項 有価証券償還金 1,000,000 千円

第4項 国庫補助金 1,850,062 千円

支 出

第1款 資本的支出 10,366,620 千円

第1項 水力発電所建設費 132,000 千円

第2項 小水力発電所建設費 45,980 千円

第3項 水力発電設備改良費 1,399,420 千円

第4項 業務設備改良費 12,700 千円

第5項 事業外設備改良費 3,206,353 千円

第6項 企業債償還金	20,167 千円
第7項 投資有価証券	2,600,000 千円
第8項 出資金	1,500,000 千円
第9項 繰出金	1,450,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	鼓川発電所 リプレース事業	1,100 千円	令和7年度	
				令和8年度	
				令和9年度	1,100 千円
1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	鼓川発電所 リプレース事業	688,600 千円	令和7年度	
				令和8年度	175,010 千円
				令和9年度	513,590 千円
	5 事業外設備 改良費	米倉山 実証フィールド 機能強化事業	704,000 千円	令和7年度	110,000 千円
				令和8年度	110,000 千円
				令和9年度	110,000 千円

				令和10年度	374,000 千円
--	--	--	--	--------	------------

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度水力発電施設の改修工事等について契約を締結すること。	令和8年度	477,290 千円
発電総合制御所監視制御システム更新工事について契約を締結すること。	令和7年度から 令和9年度まで	935,000 千円
東京都内へのP2Gシステムの設置(東京都との共同研究開発事業(2、3号機))について委託契約を締結すること。	令和8年度から 令和9年度まで	1,330,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,069,361 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

第 36 号

令和 7 年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数    | 454 口          |
| (2) 年間総給湯量  | 697,400 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 1,911 立方メートル   |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	136,011 千円
第 1 項 営業収益	131,689 千円
第 2 項 営業外収益	4,312 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	135,786 千円
第 1 項 営業費用	134,402 千円
第 2 項 営業外費用	944 千円

第 36 号

第3項 特別損失 340 千円

第4項 予備費 100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 94,875 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,127 千円、建設改良積立金 27,500 千円及び過年度分損益勘定留保資金 61,248 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 94,885 千円

第1項 温泉事業設備改良費 94,885 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 32,707 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,816 千円と定める。



第 37 号

令和 7 年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 218,496 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 地域振興事業収益	160,044 千円
第 1 項 営 業 収 益	160,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	34 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
支 出	
第 1 款 地域振興事業費用	109,127 千円
第 1 項 営 業 費 用	95,123 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	12,994 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 67,365 千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	67,375 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	22,500 千円
第2項 他会計借入金償還金	43,875 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

第 38 号

令和 7 年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	47,271,000 m <sup>3</sup>
(2) 1 日平均処理水量	129,510 m <sup>3</sup>
(3) 流域関連市町村数	19 市町村
(4) 建設改良費	2,608,979 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	9,011,387 千円
第 1 項 営業収益	4,515,578 千円
第 2 項 営業外収益	4,495,805 千円
第 3 項 特別利益	4 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	8,971,194 千円
第 1 項 営業費用	8,903,348 千円

第 38 号

第2項 営業外費用	66,845 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,016,392 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,365 千円、過年度分損益勘定留保資金 928,705 千円及び当年度分損益勘定留保資金 47,322 千円で補填するものとする。）。

### 収 入

第1款 資本的収入	2,607,808 千円
第1項 企業債	518,000 千円
第2項 国庫補助金	1,331,000 千円
第3項 市町村負担金	592,557 千円
第4項 他会計補助金	166,251 千円

### 支 出

第1款 資本的支出	3,624,200 千円
第1項 建設改良費	2,608,979 千円
第2項 企業債償還金	1,015,221 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	518,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	518,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の

金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 203,289 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,424,082 千円である。